

幕別町商店街活性化店舗開店等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商店街の活性化を図るため、新規出店者又は商店街団体等（以下「事業者」という。）が指定区域内の空き家及び空き店舗（以下「空き店舗等」という。）を利用して実施する事業（以下「空き店舗等対策事業」という。）を支援し、町が予算の範囲内で当該事業に要する経費の一部を補助する幕別町商店街活性化店舗開店等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、幕別町補助金等交付規則（平成18年規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、中心市街地の商店街の空洞化を抑制し、賑わいのある商店街づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規出店者 新たに商業を営もうとする者又は既に営んでいる者で、指定区域内にある空き店舗等を購入又は賃借し、出店する個人又は法人であつて、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行う者
 - イ 空き店舗等の所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が役員をする法人
 - ウ 指定区域内の店舗から空き店舗に移転することにより、移転前の店舗を空き店舗とした者
 - エ 過去に指定区域内の店舗を空き店舗とした者（現在も引き続き空き店舗になっている場合に限る。）
 - オ 年間営業日数が、原則1年の過半以上（183日以上）営業できない者
 - カ 町税等の滞納をしている者（町外から出店する場合には、現住所地で税金等を滞納している者）
 - キ 宗教団体に関わる事業を行う者
 - ク 町長が不相当と認める業種の営業を行なっている者又は行う者
- (2) 商店街団体等 次に掲げる団体等をいう。
 - ア 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき事業者が主体となり構成された協同組合
 - ウ 商店主などの会員が5人以上で構成する任意の団体である商店会
 - エ その他町長が必要と認めた団体
- (3) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住している者がいない建物（集合住宅を除く。）及びその附帯設備をいう。
- (4) 空き店舗 次のすべてに該当する施設をいう。
 - ア 以前に小売業、飲食業及びサービス業並びに事務所、医療・福祉サービス、学習塾その他事業活動の用に供されていた施設又は倉庫で、廃業若しくは移転等により営業活動を中止している施設
 - イ 入口（駐車場を有する場合は当該駐車場を含む。）が道路又は歩道に接している施設
 - ウ 事業用面積をおおむね20平方メートル程度以上有する施設（大型店舗（店舗面積が1,000平方メートルを超えるものをいう。）を除く。）
- (5) 指定区域 補助金の対象となる区域で、別図に定める幕別地区、札内地区、忠類地区のそれぞれ一部の区域とする。
- (6) 補助対象産業 別表1に掲げる業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種を除く。）のほか、健全で集客を促進する効果が期待できる業種であり、この要綱の目的に照らして不相当と認められる業種でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる空き店舗等対策事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 新規出店者が指定区域内の空き店舗等を購入又は借り上げて、補助対象産業に該当する営業を行う事業
- (2) 商店街団体等が指定区域内の空き店舗等を購入又は借り上げて、2年以上継続して行う次に掲げる事業

- ア アンテナショップ事業 アンテナショップとして商工会又は協同組合が自ら使用する事業
- イ コミュニティ施設事業 ギャラリー、イベント会場等の集客施設として使用する事業
- ウ 実験的店舗活用事業 複数の新規出店者に対し使用させる事業

2 前項の規定にかかわらず、第三者に譲渡又は賃貸することを目的とする事業は、補助対象外とする。
(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 空き店舗等の改修及び看板等の設置に要する経費（以下「改修等経費」という。）。ただし、用地取得費、造成費及び店舗に据付けない備品等は除く。
- (2) 新規出店者又は商店街団体等が行う補助対象事業に供するための建物及び来客者用駐車場の賃借料（以下「建物等賃借料」という。）。ただし、賃借に係る敷金及び礼金を除く。
(補助金の額)

第5条 前条に規定する補助対象経費に対する補助金の額は、別表2に掲げる補助率等により算定した額とする。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 事業者は、開店後に補助金の交付申請ができるものとし、補助金の交付申請等に関する事項は、規則の定めによるものとする。

2 規則第3条の規定に基づき補助金の交付申請を行うに当たって添付する書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助金額計算書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号又は様式第3号）
- (3) 賃借した空き店舗等を改修する場合にあっては、当該空き店舗等に係る賃貸借契約書の写し（初年度は貸主の承諾書の写し）、購入した空き店舗等を改修する場合にあっては、当該空き店舗等に係る売買契約書の写し及び登記簿謄本の写し
- (4) 空き店舗等の位置図及び建物平面図
- (5) 申請者が、個人である場合にあっては履歴書、法人又は商店街団体等である場合にあっては定款又はこれに準ずるもの
- (6) 補助対象経費の見積書の写し
- (7) 空き店舗等の写真
- (8) その他町長が必要と認めるもの

3 規則第9条第2項の規定に基づき補助金の概算払申請を行う時期及びその申請限度額等は、別表3のとおりとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 事業期間中に年度が変わるとき。
- (2) 町長が必要と認めたとき。

4 規則第9条第2項の規定に基づき補助金の概算払申請を行うに当たって添付する書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業一部完了実績報告書（様式第4号又は様式第5号）
- (2) 完成写真（改修のある場合に限る。）
- (3) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

5 規則第15条の規定に基づき補助金の実績報告を行うに当たって添付する書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業完了実績報告書（様式第4号又は様式第5号）
- (2) 完成写真（改修のある場合で、概算払申請をしていないときに限る。）
- (3) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 3月26日要綱基準等第17号）
この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年 6月21日要綱基準等第25号）
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4年 7月 6日要綱基準等第35号）
（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に存在する改正前の第 1 条から第103条までに規定する要綱基準等（以下「各要綱」という。）の規定により使用されている書類は、改正後の各要綱に規定する様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成された様式用の紙で、現に存在するものは必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

附 則（令和 6年 3月29日要綱基準等第26号）
（施行期日）

1 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に行った空き店舗等の改修及び看板等の設置に要する経費に係る幕別町商店街活性化店舗開店等支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表 1（第 2 条関係）

業種	産業分類
情報通信業	大分類G-情報通信業 中分類39-情報サービス業のうち小分類390-管理、補助的経済活動を行う事業所（39情報サービス業）
小売業	大分類 I -卸売業、小売業 中分類56-各種商品小売業 中分類57-織物・衣服・見の回り品小売業 中分類58-飲食料品小売業 中分類59-機械器具小売業 中分類60-その他の小売業
宿泊業、飲食業	大分類M-宿泊業、飲食サービス業 中分類75-宿泊業 中分類76-飲食店 中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業
サービス業	大分類N-生活関連サービス業、娯楽業 中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業 中分類79-その他の生活関連サービス業 大分類O-教育、学習支援業 中分類82-その他の教育、学習支援業 大分類P-医療、福祉 中分類83-医療業 中分類85-社会保険・社会福祉・介護事業

備考 産業分類とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に基づくものをいう。

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象事業の区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間	摘要
新規出店者が行う事業	改修等経費	2分の1	300万円	—	
	建物等賃借料	2分の1	月額5万円	1年	
商店街団体等が行う事業	改修等経費	2分の1	300万円	—	2年以上継続すること
	建物等賃借料	2分の1	月額5万円	2年	

別表 3 (第 6 条関係)

補助対象経費	概算払申請ができる時期	補助金の割合	申請限度額	限度回数
改修等経費	開店後、3箇月が経過したとき。ただし、建物等賃借料の補助を受けるものは、その申請と合わせて申請しなければならない。	当該工事費等に係る補助金の2分の1以内	100万円	3回
	開店後、6箇月が経過したとき。ただし、建物等賃借料の補助を受けるものは、その申請と合わせて申請しなければならない。	当該工事費等に係る補助金の2分の1以内	100万円	
	開店後、9箇月が経過したとき。ただし、建物等賃借料の補助を受けるものは、その申請と合わせて申請しなければならない。	当該工事費等に係る補助金の2分の1以内	100万円	
建物等賃借料	開店後、賃借料を3箇月以上支払ったとき。ただし、2回目以降は前回申請した期間以降に賃借料を3箇月以上支払ったとき。	当該賃借料の2分の1以内	月額5万円	年4回

様式第1号（第6条関係）
 様式第1号（第6条関係）

補助金額計算書

交付申請額		円
補助対象 経費	①店舗改修等 経費 (300万円限度)	(店舗改修工事費) × (補助率) × 1/2 = 円 ①店舗改修等経費申請額 円
	②店舗賃借料	(店舗月額賃借料) × (補助率) × (補助申請月数) × 1/2 × = 円
	③駐車場賃借料	(駐車場月額賃借料) × (補助率) × (補助申請月数) × 1/2 × = 円
	④ = (② + ③) (5万円限度)	② + ③ = 円 ④店舗等賃借料申請額 円
	⑤合計 = (① + ④)	① + ④ = 円 ⑤合計(100円未満切り捨て) 円
申請期間 (賃借料 の交付の 場合に限 る。)	事業申請期間	年 月分から 年 月分まで (月)
	当該年度 申請期間	年 月分から 年 月分まで (月)

空き店舗等対策事業補助金交付申請書添付書類

(□内にチェックしてください。その他の書類があるときは追加記入してください。)

- (1) 補助金額計算書 (□様式第1号、□様式第2号)
- (2) 事業計画書 (□様式第3号、□様式第4号)
- (3) 賃借した空き店舗等を改修する場合は、賃貸借契約書の写し (初年度は貸主の承諾書の写し)、購入した空き店舗等を改修する場合は、売買契約書の写し及び登記簿謄本の写し
- (4) 空き店舗等の位置図及び建物平面図
- (5) 申請者が、個人である場合にあっては履歴書、法人又は商店街団体等である場合にあっては定款又はこれに準ずるもの
- (6) 補助対象経費の見積書の写し
- (7) 空き店舗等の写真
- (8) その他

事業計画書

1 事業の概要等

（新規出店者の申請用）

事業概要	店 舗 名			
	業 種 ・ 業 態			
	開 店 予 定 日	年 月 日		
	営 業 時 間	時 分 から 時 分まで		
	事業の目的及び内容			
	主要取扱商品又はサービス内容			
空き店舗概要	所 在 地			
	所 有 者 住 所			
	所 有 者 氏 名			
	月 額 賃 借 料	円	店舗面積	m ² (坪)
	その他の賃借条件			
駐車場概要	所 在 地			
	所 有 者 住 所			
	所 有 者 氏 名			
	月 額 賃 借 料	円		
仕入先	会社名（所在地）			
	取引のきっかけ			

2 セールスポイント

空き店舗への出店動機	
この事業に関する経験 （勤め先、年数、資格）	

3 開業資金及び調達方法

(単位：万円)

必要な資金		金額	資金の調達方法	金額
設備資金	改修工事費、備品、車両などの内訳		自己資金	
			親、兄弟、知人等からの借入 (内訳・返済方法)	
			金融機関からの借入金総額 (内訳・返済方法) ※借入先別に記載	
運転資金	仕入、経費支払資金などの内訳			
合 計			合 計	

4 出店後の経営収支の見込み(月平均)

(単位：万円)

		開業1年目	2年目以降	売上高、売上原価、経費の計算根拠
①売上高				
②売上原価(仕入高)				
経費	人件費(注1)			
	家賃(駐車場含む)			
	支払利息			
	その他			
	③合 計			
差引利益 ①－②－③				

注1 個人営業の場合、事業主の分は含めません。

事業計画書

1 事業主体の概要等

（商店街団体等の申請用）

名 称	(代表者)							
所 在 地								
連 絡 先	(担当者名)				(電話)			
	(E-mail)				(FAX)			
設 立 年 月 日	年 月 日			(出資金)				千円
構 成 員 数 (人)	物品等 小売業	飲食業	サービ ス 業	その他 商業者	小計①	商業者 以 外	合計②	構成比率 (①/②)
構 成 員 名 簿	別紙のとおり							
事 業 主 体 の 現 況 ・ 活 動								

2 事業目的・効果

3 事業内容(具体的に記入してください。)

4 空き店舗の概要

空 き 店 舗 概 要	所 在 地							
	所 有 者 住 所							
	所 有 者 氏 名							
	月 額 賃 借 料		円	店舗面積		m ² (坪)		
	そ の 他 の 賃 借 条 件							

5 収支予算(月平均)

(単位:千円)

	開業1年目	2年目以降	経費の積算内容
①収入			
②支出			
差引額 (①-②)			

6 経費の内訳

(単位:円)

経費区分	事業に要 する経費	補助対象 経 費	負担区分		
			事業者 負担額	町負担額	国・道等 の負担額
店舗等賃借料					
内装・設備工事費					
知的財産購入費					
プロバイダー契約・使用料					
回線使用料					
広報費					
イベント費					
消耗品費					
委託費					
交通費					
役務費					
印刷製本費					
合計					

事業（完了 ・ 一部完了 ）実績報告書

1 補助金額計算書

交付申請額		円
補助対象 経費	①店舗改修等 経 費 (100万円限度)	(店舗改修工事費) × (補助率) × 1/2 = 円 ①店舗改修等経費申請額 _____円
	②店舗賃借料	(店舗月額賃借料) × (補助率) × (補助申請月数) × 1/2 × = 円
	③駐車場賃借料	(駐車場月額賃借料) × (補助率) × (補助申請月数) × 1/2 × = 円
	④=(②+③) (5万円限度)	②+③ = 円 ④店舗等賃借料申請額 _____円
	⑤合計 =(①+④)	①+④ = 円 ⑤合計(100円未満切り捨て) _____円
申請期間 (賃借料 の交付の 場合に限 る。)	事業実施期間	年 月分から 年 月分まで (月)
	当該年度 申請期間	年 月分から 年 月分まで (月)

空き店舗対策事業実績報告書添付書類

（□内にチェックしてください。その他の書類があるときは追加記入してください。）

- (1) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) 店舗改修等完了写真
- (3) その他

2 事業の成果等

事業成果	店 舗 名			
	業 種 ・ 業 態			
	開 店 日	年 月 日		
	営 業 時 間	時 分 から 時 分まで		
	主要取扱商品又はサービス内容			
	事業の成果			
空き店舗概要	所 在 地			
	所 有 者 住 所			
	所 有 者 氏 名			
	月 額 賃 借 料	円	店舗面積	m ² (坪)
	その他の賃借条件			
駐車場概要	所 在 地			
	所 有 者 住 所			
	所 有 者 氏 名			
	月 額 賃 借 料	円		

事業（ 完了 ・ 一部完了 ）実績報告書

1 補助金対象経費計算書

交付申請額		円
補助対象 経費	①店舗改修等 経費 (100万円限度)	(店舗改修工事費) × (補助率) × 1/2 = 円 ①店舗改修等経費申請額 _____円
	②店舗賃借料	(店舗月額賃借料) × (補助率) × (補助申請月数) × 1/2 × = 円
	③駐車場賃借料	(駐車場月額賃借料) × (補助率) × (補助申請月数) × 1/2 × = 円
	④ = (② + ③) (5万円限度)	② + ③ = 円 ④店舗等賃借料申請額 _____円
	⑤合計 = (① + ④)	① + ④ = 円 ⑤合計(100円未満切り捨て) _____円
申請期間 (賃借料 の交付の 場合に限 る。)	事業実施期間	年 月分から 年 月分まで (月)
	当該年度 申請期間	年 月分から 年 月分まで (月)

空き店舗対策事業実績報告書添付書類

（□内にチェックしてください。その他の書類があるときは追加記入してください。）

- (1) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) 店舗改修等完了写真
- (3) 事業成果の説明書（全部完了実績時に限る。）
- (4) その他

2 収支決算

(単位: 千円)

	(年・月)	経費の積算内容
①収入		
②支出		
差引額 (①-②)		

3 経費の内訳

(単位: 円)

経費区分	事業に要した経費	補助対象経費	負担区分		
			事業者負担額	町負担額	国・道等の負担額
店舗等賃借料					
内装・設備工事費					
知的財産購入費					
プロバイダー契約・使用料					
回線使用料					
広報費					
イベント費					
消耗品費					
委託費					
交通費					
役務費					
印刷製本費					
合計					

別図 (第2条関係)

略